

日本労働年鑑 第53集 1983年版
The Labour Year Book of Japan 1983

第三部 労働政策

VII ILO

1 総会と主要な会議

2 主要な会議

印刷産業会議

第二回印刷産業三者構成技術会議は、八一年九月二二日から一〇月一日までジュネーブのILO本部で開かれ、日本をはじめ二四カ国の政労使三者の代表・顧問が出席、(1)一般報告、(2)技術発展と雇用、(3)訓練、の三議題を審議、(2)(3)のそれぞれに関する結論を採択した。

【技術発展と雇用】

印刷産業では各種の技術変化がみられ、労働条件、賃金水準、技能要件、職務機会、キャリアに影響を与えている。そこで重要なことは、新しい作業方式や機械操作へスムーズに移行できるようにするため、企業内の労使間に緊密な協力関係を保つことである。技術選択は経営側の責任ではあるが、時に労働者代表との協議が役立つ。新技術は必ずしも産業全体の雇用減をもたらすとは限らないが、特定の部門では雇用減が起るだろう。

技術発展が雇用に与える影響を考える際には、国際分業、技術選択、印刷技術の将来、労使団体の役割、安全対策などについての配慮が必要である。

【訓練】

技術発展に伴って技能要件が変化し、訓練と再訓練の拡大と改善が必要になる。これはとくに途上国で目立つ。技術変化はダイナミックで間断ない過程であって、在来の技能で不能となるものがでる。そのため、導入訓練、追加訓練、再訓練というように継続した訓練機会の提供が必要である。印刷産業の製品、つまり印刷物は知識伝播の重要な手段であり、経済、社会発展のための基礎をなすものである。ILOはこの分野で途上国に技術協力を提供し、知識、経験の国際交流を促進するよう求められる。

【その他の決議】

会議はこのほか、結社の自由と団交権、多国籍企業、労働時間短縮、ビデオ・ディスプレイによる健康保護などに関する決議を採択した。またILOが印刷産業に関する常設の産業委員会の設價を検討するよう求める決議も採択された。

鉄鋼委員会

第一〇回鉄鋼委員会は、日本など二七カ国の政労使の三者代表、顧問二三〇人を集めて八一年一〇月一三日から二二日までジュネーブのILO本部で開かれ、(1)一般報告、(2)労働条件改善、(3)

職業訓練、の三議題を審議し、(2)(3)についてそれぞれ結論を採択した。また日本の中村卓彦労働者代表(鉄鋼労連委員長)は、労働者側を代表して副議長に選出され、重要な役割を果たした。

【労働条件改善】

ここ数年多くの国で鉄鋼業の所定労働時間短縮と年次有給休暇の増加がみられた。今後はそれぞれの国内事情に応じてさらに時間短縮と休暇延長の可能性があるが、週休二日制、四〇時間労働の基準を定めた一九六二年の労働時間短縮勧告(一一六号)と三労働週の年休を定めた一九七〇年の年次有給休暇条約(一三二号)が参考になる。これらの基準が実施されていないところでは、然るべき期間内にその実現をはかるよう努力することが望まれる。安全衛生の分野では、オートメーションや機械化が、以前からあった職場での危険を削減したが、反面、そのため新しい危険も生じている。そこで、こうした危険の発見、分析、除去が絶えず重視されねばならない。安全衛生に関する措置の計画と実施については、労働者および労働者団体が協議にあずかるべきである。労働者に対する危険に関する情報を国際比較し、問題点をつかんで危険の防止策を講ずべきである。国際活動については、ILOの安全衛生情報センター(CIS)と国際危険警報システムが役立つ。国連体制の中でILOは労働環境改善を目的として活動する最善の機関であり、WHO国連環境計画(UNEP)などとの緊密な協力が求められる。

【その他の決議】

多国籍企業——ILOの「多国籍企業と社会政策に関する原則の三者宣言」が各国で実施されるよう努力し、次期委員会にその成果を報告すること。

開催頻度——委員会の開催頻度を高め、鉄鋼業の特定の問題を検討する小規模の特別会議を開催するため、事務局長が予算案の中に必要な経費を含むよう求めること。

社会政策と労働者団体——鉄鋼業の社会・経済問題に関して政労使の三者が定期的に会合し、労働者団体に十分な関係情報を提供すること。

木材産業会議

第三回木材産業三者構成技術会議は、八一年一二月一日から一〇日まで、ジュネーブのILO本部で開かれ、日本など二三カ国から二〇〇人の三者構成代表団が出席、(1)一般報告、(2)安全衛生、(3)雇用促進と職業訓練、の三議題を審議し、(2)(3)のそれぞれについて結論を採択した。

【安全衛生】

災害防止の最も有効な手段の一つは、危険の原因を除去することである。そのため作業に使われる機械は安全でなければならないし、その使用に起因する病気のでないような配慮が必要になる。白ろう病については先進国の経験が途上国でも活用できるようにしなければならない。労働者の安全衛生訓練は極めて重要であり、労働者は就業前に訓練を受けるべきである。ILOは、各種の就業条件(とくに高温多湿)に適した保護衣の調査を継続し、早期に結論をだすよう求められる。高率の危険作業手当を再検討して、危険度を容認できる水準まで引下げるための措置をとるべきである。災害度数率と賃金制度(歩合給、時間給など)との関係が問題なので、今後さらに調査が必要である。ILOは、安全衛生関係の重要条約の批准促進につとめ、安全衛生および殺虫剤その他の化学製品の使用に関する実施規準(コード・オブ・プラクティス)を発行するよう求められる。

【雇用促進】

とくに途上国に関連した雇用促進および職業訓練に関する結論は、機械化の雇用効果、高齢労働者、歩合給と時間給、下請と移民、国の雇用政策、失業救済、機械作業と手作業、指導員訓練、国際的措置などについて三九項にわたり規定し、雇用創出のための方策を示唆している。

日本労働年鑑 第53集 1983年版

発行 1982年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月4日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1983年版(第53集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
